

貸金業者の再建

1. 始めに

平成22年9月28日に株式会社武富士が東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立を行った。大手貸金業者の会社更生事件であり、DIP型事件であることから世間の注目を集めている。

同社が申立を行った背景には、多数の過払い請求権者が潜在的に存在することや貸金業法の改正による影響が存在する。これらの事情は他の貸金業者にも影響するものだが、貸金業者の再建事件は幾つか既に存在していることから、本稿ではこれらの事件を整理しつつ、その法的問題点について確認していくこととする。

2. 過去の事件の整理

貸金業者の再建事件としては、事業再生ADRを用いたアイフル、民事再生手続を用いたクレディアやアエル、後に破産手続に至ったSFCG、会社更生手続を用いたロプロ等が挙げられる(他にも債権譲渡や会社分割を利用した私的整理事例も存在するがここでは取り上げないこととする)。

(1) 事業再生ADRの利用と問題点

このうち、事業再生ADRは主として金融機関を対象にした手続であるため(実際にアイフルは金融機関からの借入が多かったものである)、金融機関の理解を得られるならば会社更生手続よりも迅速に手続を進めることができる。

その反面、①金融機関以外の債権者、具体的には社債権者や過払い請求権者を事業再生ADR手続に取り込むことが難しい。これは社債権者の場合、流動性があることから現時点で社債権者が誰であるかを特定することが難し

く、また事業再生ADRは金融支援を依頼する債権者全員の同意が必要であるため、一人でも同意しないと事業再生ADR全体が成立しなくなるおそれがあるからである。

なお、社債については事業再生ADRの手続に取り込まなくても、別途債権買取等で処理する方法もあり、実際に当該処理を行った事案も存在するが、確実性や平等性の点で難しい問題も存在する。また②事業再生ADRは法的手続に比べて社内体制の刷新も行いにくい。

(2) 社内体制の整備の必要性

次に、社内体制の刷新が上手くいかなかった例としては民事再生手続から破産手続に移行した例としてSFCGのケースが挙げられる。

もっとも同ケースにおいては、①グループ会社の資産移動疑惑や②債権の二重譲渡といった特殊な要因が存在した点に注意が必要である。

なお、SFCGからの二重譲渡先であり、二重譲渡をめぐる訴訟につき東京地裁で敗訴した日本振興銀行もその後(金融整理管財人の管理のもと)民事再生手続の申立に至っている。

(3) 民事再生手続上の問題点

また、クレディアの事件においては、過払い請求権を再生債権として扱う際の民事再生手続上の問題点が明らかになった。

まず、再生手続においては一定の期間内に再生債権の届出を行わないと失権するのが原則である(再生法178条)が、①過払い請求権者は過払いの計算を行うのに時間を要するため債権届出期限を徒過する可能性があること、②そもそも自らが過払いの状態に陥っていることを認識していないため届出を行うのが困難な状況にあること、③仮に後に自らが過払いの状態であることを認識したとしても

本ニューズレターの執筆者



しばはら まさひろ
柴原 多

パートナー
弁護士

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話: 03-5562-8352 E-mail: info@jurists.co.jp)

その時点においては債権届出期限が経過しているばかりか、既に再生計画案が可決・認可されている可能性があること、が認識された。

そこでクレディアの事件においては事前の周知手続を相応に行うと共に、債権届出期限を標準スケジュールより長期に設定し、債権届出の取り扱いを弾力的に行うことが再生計画案に規定されている。

次に、過払い請求権は比較的少額な債権であることが多いため、消費者保護の観点からはこのような少額債権をどのように救済するか、再生手続の円滑な遂行の観点からは再生計画案の可決に必要な頭数要件(再生法 172 条の 3 第 1 項第 1 号)をどのようにクリアするかが問題となる。クレディアの再生計画では 30 万円以下の債権については一括弁済することが規定されている(なお、その他の貸金業者の再生手続における論点については「事業再生と債権管理」129 号「法的倒産手続下の債権譲渡と過払金債務の取扱い～債権譲渡担保・流動化との関係によせて」を参照のこと)。

(4) 会社更生手続の利用

これに対し、会社更生手続においては更生計画案の可決に頭数要件は必要ではない(更生法 196 条)。また幾ら少額とは言え、その債権者数が多数に上る場合には、結果として莫大な額の支払原資が存在しないと更生計画案を作成することができない。

そのためかどうかは不明であるが、ロプロの更生計画案では情報開示の充実については記載があるものの、少額債権の保護はなされず一律に 3%の弁済が規定されているだけである。

3. 富士の会社更生手続

さて、富士の会社更生手続が今後どのような展開を迎えるかは不明であるが、以上述べたようなことを前提とすると、背景事情等についてある程度の推察を行うことは可能であろう。

まず、いわゆる独立系と呼ばれる同社の平成 22 年 6 月

末の連結貸借対照表をみると、約 4045 億円の負債の内、利息返還損失引当金が約 2116 億円(約 52.3%)、社債合計額が約 971 億円(約 24.0%)と、両負債の比率が高いことが分かる。このあたりが 2(1)で述べたように事業再生 ADR 等の私的整理では解決し得なかった事情ではないかと思われる。

次に、報道によると潜在的過払債権者数は 200 万人ということで、2(3)で述べたような方法をとると、仮に一人当たり 10 万円だとしても、少額債権の弁済だけで 2000 億円の支払原資が必要となる。かかる支払いが困難なためか、富士の保全管理命令には少額債権を弁済禁止の除外事由としては挙げていない。

また、当該会社更生手続は、DIP 型と呼ばれる方式(DIP 型の詳細については弊事務所ニューズレター 2009 年 8 月「DIP 型会社更生事件と債権者の意向」を参照のこと)を採用しており、2(2)で述べたような問題点を考慮してか、旧代表者の影響を排斥するために申立代理人が保全管理人に就任しつつ、プロパー社員を利用することで過払金への継続的な対応を可能にしているものと思われる。

4. まとめ

以上述べたことから明らかなように、貸金業者の再生といっても、一様ではなく、①金融機関からの借入比率(高めれば事業再生 ADR の利用可能性が高まる)、②社債の借入比率(社債の比率が高めれば法的手続の利用可能性が高まる)、③社内体制の整備の必要性(整備の必要が高めれば更生手続の利用可能性が高まる)、④頭数要件の要否等を総合考慮の上、どの手続が相応しいかを模索していくことになる。

当事務所は、日本航空、穴吹工務店、そごう、山一証券をはじめ、多数の法的再建手続・法的清算手続に実績をもつことはもとより、事業再生 ADR、私的整理ガイドライン、産業再生法、特定調停手続など様々な制度を利用した私的整理を含め、すべての再生・破綻関係の法律業務について、専門的な知識とノウハウを駆使し、様々な立場のクライアントに種々のリーガルサービスを提供しております。また、国際的な倒産案件への対応のほか、各分野の専門家とも連携して、複雑な組織再編や特殊な金融商品の絡む倒産案件、スルガコーポレーションの例に見られるようなコンプライアンス・危機管理対応を含めた助言なども行い、幅広いリーガルサービスを提供する体制・ノウハウを有しています。本ニューズレターは、クライアントの皆様の様々なニーズに即応すべく、当事務所の事業再生・倒産分野に携わる弁護士・税理士が、事業再生・倒産分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

(当事務所の連絡先) 〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル(総合受付 28 階)

電話:03-5562-8500(代) FAX:03-5561-9711~9714

E-mail: info@jurists.co.jp URL: http://www.jurists.co.jp/ja/

© Nishimura & Asahi 2010